

「広島県文化財保存活用大綱」（素案）に係る県民意見募集の結果について

県教育委員会ホームページ等を通じて、御意見を募集したところ、9件の御意見をお寄せいただきました。

ありがとうございました。

1 募集期間

令和2年11月2日（月）～令和2年12月1日（火）

2 意見の件数

9件（5人）

3 県民意見募集（パブリックコメント）における御意見と県としての考え

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
1	市町と国との調整，市町の組織体制や専門職員の充実，文化財保存活用支援団体の指定，保存修理の拡大，未指定文化財等の把握と保護の促進を期待する。	頂いた御意見項目につきまして，本大綱に県としての施策や取組方針として記載しております。 市町や国とも連携し，本県文化財のさらなる保存活用の促進に取り組みます。	65 71
2	大綱には県教委の施策の方向性・取組方針が記載されているが，文化財保護法による「当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」としては内容が不十分である。 保護法に従って，大綱には県の課題や方針など広域的な行政を担う県の立場からの内容を記載し，その中で県教委が担う事項を明確にするほうが適当ではないか。	文化財保護法では「都道府県の教育委員会は，当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（中略）を定めることができる。」とされていることから，県教委が策定を進めております。 なお，策定にあたっては，県の各局関係課と十分に連携をとりながら，広域的な行政を担う県の立場としての課題や方針の記載に努め，県教委が担う事項を明確にしております。	61 64
3	文化財の大綱は，「広島県教育に関する大綱」よりも下位の計画ではなく，並列するのが本来あるべき位置づけではないか。	「広島県教育に関する大綱」は県の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱であり，「文化財の保存活用」はその施策の一分野となります。 こうした考え方に基づいて，両者の関係を図で示しているものです。	4 8
4	広島県の文化財の概要と特徴が明確にわかりやすく紹介されていない。	本大綱策定にあたっては有識者等からも意見を聴取して進めてきておりますが，貴重な御意見と受け止め，策定後も内容の検証や見直しを行ってまいります。	26 44

項番	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
5	方針や講ずる措置が、実効性に欠けるものではないか。	基本方針や取組方針，文化財の保存・活用を図るために講ずる措置につきましては，有識者の意見もふまえ，現時点では適切なものと考えております。 本大綱の内容や施策が県内文化財の保存・活用の推進に繋がっているか振り返りながら，方針や措置内容の見直しを行ってまいります。	61 75
6	文化財の活用はよいことであるが，上位計画には文化財の位置づけが薄い。本質を理解しないまま，観光ありきに利用されないようにしてほしい。	文化財には，信仰の対象や日常生活の場であるものなど，取扱いに留意が必要なものも数多くあります。 文化財の種類・性質に応じ，保存と活用のバランスをとりながら，観光等でも活用していただくよう取り組んでまいります。	56 57
7	市町村の旧行（財）政文書全般，議会文書全般の文化財としての取扱いについて，別項を建てて詳細に方向を示していただきたい。	本大綱では文化財の分類ごとに保存・活用方針を記載しております。古文書等は有形文化財の一部であるため，他の文化財との関連もあり，個別の記載は困難です。	62 66
8	市町村の旧行（財）政文書全般，議会文書全般の整理・目録作成・保存・活用について，全県的な常設的支援体制を組織していただきたい。	頂いた御意見は，具体的施策の提言として，今後の取組の参考とさせていただきます。	69 71
9	多くの箇所での修正がある。検討してほしい。（誤字・脱字・数値の誤り，字体やフォントの誤り等が中心の意見）	データ内容を再確認し，誤り等の修正を行いました。	9 52

※ 県民意見募集（パブリックコメント）でいただいた御意見のうち，内容について原文を一部要約又は分割して掲載しています。